

日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

公 告

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年9月14日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
富山県富山市

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n株式会社 富山支社

富山県富山市新桜町2番21号

5 随意契約に係る契約金額

43,592,593円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名

射水市小林 345番3及び 345番3地先			射水市作道230番地1 エコ・フィールズ作 道A-4	嵯峨 優一 嵯峨 久美子
--------------------------	--	--	----------------------------------	-----------------

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和3年5月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請のあった年月日

令和3年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人富山地域循環共生圏研究会

3 代表者の氏名

稲村 修

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市二口町一丁目9番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、国の第五次環境基本計画で示された地域循環共生圏の具現化に向け、富山県や国内外の実情や課題を研究し、その創造に貢献することを目的とする。